

「積立定期預金予定積立回数不足のお知らせ」に関する補足事項

積立定期預金に係るご入金を自動振替で行っているお客さまに対し、11月下旬に当行より「積立定期預金予定積立回数不足のお知らせ」のDMはがきを送付させていただきました。今回のお知らせに関する補足事項を記載いたしますので、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

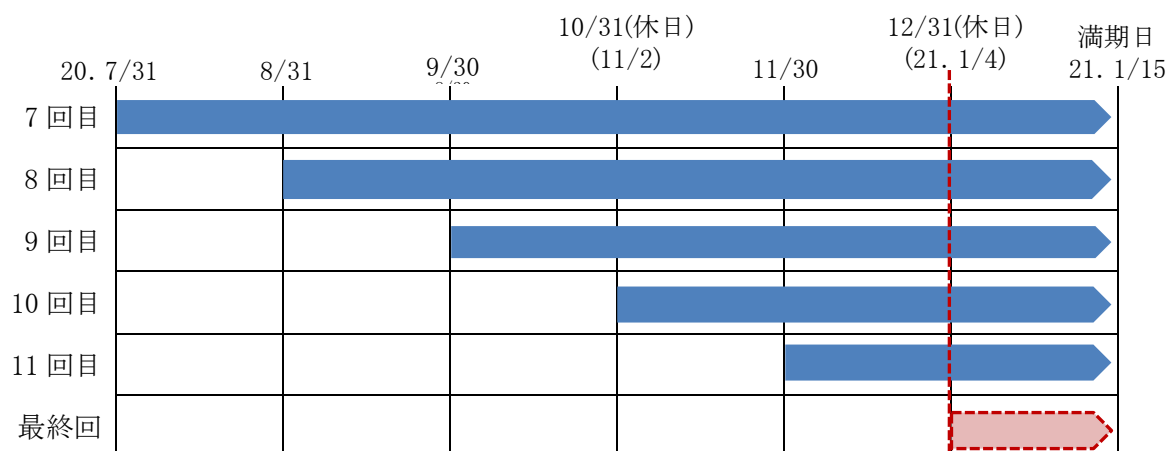
■ポイント

システム移行に伴い、積立定期預金の仕組みが変更となります。

	現行(変更前)	システム移行後(変更後)
積立可能期日	満期日の1日前まで積立可	満期日の1ヵ月前まで

⇒自動振替日が満期日から1ヵ月前の応当日の翌日以降の日に設定されている場合(＝満期日が1/15の場合、毎月の自動振替日が16日以降となっている場合)、最終回の自動振替予定日から満期日までが1ヵ月未満となるため、最終回の自動振替ができなくなります。

《例》 自動振替日毎月31日、満期日2021年1月15日、12ヵ月(12回)の積立で満期を迎える場合



*12/31時点では現行システムで運用されますので、翌営業日である1/4が自動振替予定日です。ところが1/4は新システムでの運用となり、預入期間が1ヵ月未満となるため、1/4の自動振替がされません。

1ヵ月未満

■ 何か必要な手続きがありますか？

・当初想定どおりの期間・金額で満期を迎えるためには、以下の2とおりの方法があります。

①満期日の1ヵ月前応当日(応当日が休日の場合は前営業日)までにATM・窓口より自動振替分とは別に所定の積立金額を入金する。

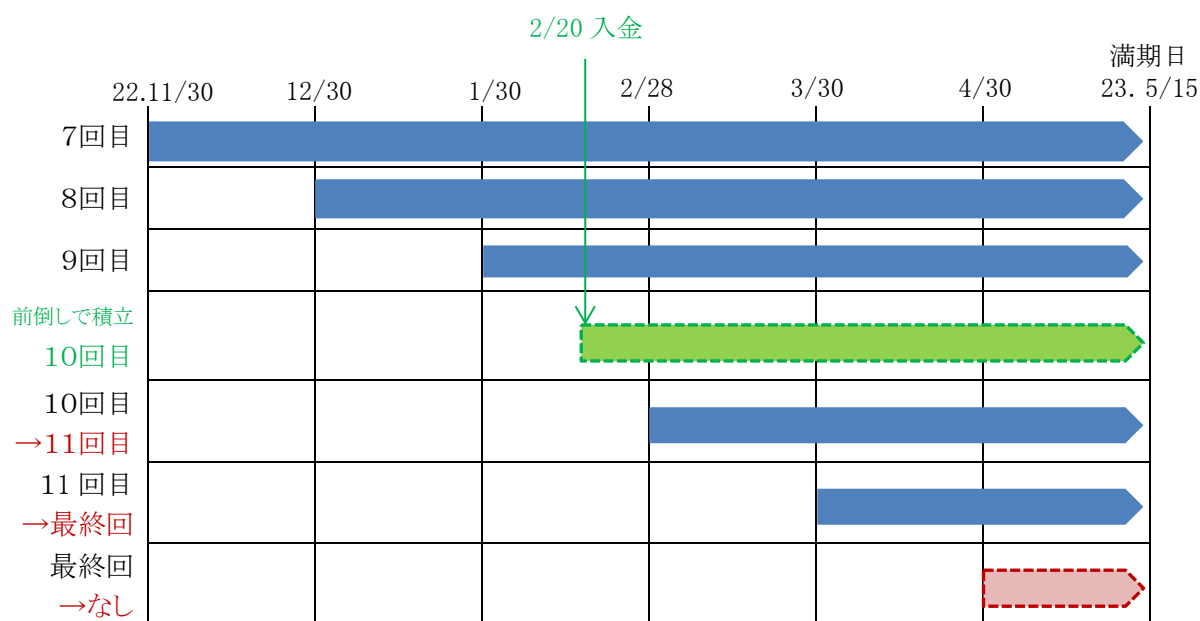
【満期日が2021年1月の場合】

・2021年1月に満期を迎えるお客さまにつきましては、12月30日(水)までにご入金いただけま

したら、1 ヶ月間お預けいただいたものとして取扱います。(予定回数どおりの積立金額となります。)

【満期日が 2021 年 2 月以降の場合】

- ・ 満期日の 1 ヶ月前(満期日の応当日)までに ATM・窓口より自動振替分とは別に所定の積立金額を入金していただくと、1 回分を前倒しで積立したことになります。満期日より 1 ヶ月未満になると一切入金ができなくなり、積立回数が 1 回少ない状態で満期を迎えることになりますのでご了承ください。



* 上記の例の場合、2/20 に自動振替とは別に入金された分が10回目の積立としてカウントされ、最終(12 回目)の自動振替日が1ヵ月繰り上がります。(満期日に変更はありません。)

②満期日の 2 ヶ月前までに自動振替日を満期日の応当日より前の日に変更する。

- ・ 窓口での手続きが必要です。

恐れ入りますが、通帳・ご印鑑を持参のうえ来店をお願いします。

なお、手続きをしない場合は、積立回数が 1 回少ない形で満期を迎えることになります。

以上